以上で総務・文教常任委員会に付託になりま した案件審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告に対し、ご質疑ございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

それでは、日程第3、議案第72号 長井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第72号について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、 議案第72号は、総務・文教委員長報告のとおり 決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○町田義昭議長 次に、厚生常任委員会の審査の 報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成21年第6回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月10日 に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の 出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第73号 長井市国民健康保険

給付基金の設置管理処分に関する条例の一部を 改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成20年4月の医療制度改正及び平成21年度分の老人保健拠出金の額の確定に伴い、 所要の改正を行うため提案されたものでありま す。

審査に際し、市民課長からは、平成21年度当初の基金残高は3億2,470万2,783円で、条例第5条で規定している基金最低必要額2億638万7,032円を上回っているが、平成20年度の単年度収支が1億221万5,282円の赤字であったため、21年度中に基金を取り崩すことも考えられるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、基金を取り崩すのはいつかとの質疑がなされ、市民課長からは、 取り崩し額は今後の医療費の動向を見る必要があるため、平成22年3月末になると考えている との答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 長井市児童センター設置 条例の一部を改正する条例の制定について申し 上げます。

本案は、児童センターに指定管理者制度を導入するに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、福祉事務所長からは、保護者からの要望を受け、指定管理者制度を導入する児童センターでは早朝と夕方の延長保育及び2歳児保育を希望者に実施し、保育サービスの充実を図る。指定管理者が行う業務は、基本時間内における2歳児から5歳児までの保育、延長保育の許可及び延長保育、学童クラブの活動、児童センターの施設及び設備の維持管理とする。基本時間内における使用料の額は、2歳児は月額1万6,000円、3歳児以上は月額1万3,000円と定める。指定管理者導入時における延長利用料金の上限額を月額1,500円と定め、指定管理

-127-

者の収入として収受するとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、今回の条例改正に 当たり法令審査会で審査したのかとの質疑がな され、総務課長からは、法令審査会では新規条 例とその関連規則を審査対象としており、今回 は対象外であったが、総務課の法令担当と福祉 事務所で十分に検討してきた。今後は新規でな くとも重要と思われるものは法令審査会に諮っ ていきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回の改正条例の中に施設に係る対価の関係で使用料と利用料が区分されているのは意図的なことがあるのか、また可能なのかとの質疑がなされ、総務課長からは、保育の対価として保護者が支払うことは同じであるが、使用料は市の歳入となり、施設利用料は指定管理者の収入となることから区分は可能であり、区分することに意味はあるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、地方自治法第244条第3 項は、住民が公の施設を利用することについて 不当な差別的取り扱いをしてはならないと規定 しているが、2歳児と3歳児以上の使用料に差 をつけることはこれに抵触しないかとの質疑が なされ、総務課長からは、国で定めた認可保育 所の保育料徴収基準では3歳未満児と3歳児以 上で分けていることから、不当な差別ではない と理解しているとの答弁を受け、子育て支援主 幹からは、保育時間は同じだが、2歳児は保育 士の配置基準も異なることから、合理性に欠け るものではないと考えているとの答弁を受けた ところであります。

また、委員からは、児童センターに指定管理 者制度を導入する理由は何かとの質疑がなされ、 福祉事務所長からは、行財政改革推進計画2006 において指定管理者の活用を含む民間委託等の 推進に児童センターの運営が挙げられているこ と、保育士の採用を行っておらず直営での運営 が困難なこと、多様化する利用者のニーズにこ たえるためであるとの答弁を受けたところであ ります。

また、委員からは、指定管理者移行後のバスの運行はどうなるのか、延長保育導入により負担が重くなる人への配慮は考えているかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、導入当初はこれまでと同様に管理は市で行い、保護者会での運行と考えているが、運営費の積算は利用意向をきちんと把握して、慎重に判断していきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者が使用料の徴収することはできないのかとの質疑がなされ、福祉事務所長並びに子育て支援主幹からは、基本時間内の保育は市で定める保育方針に基づく保育が実施されるべきもので保育の対価としていただく使用料であり、利用料金制度はなじまない。また、使用料の滞納処分ができるのは地方自治法第231条の3の規定により自治体の長だけであり、指定管理者が使用料の徴収をすると事務が煩雑となることから、市で徴収することとしたとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、利用料の滞納は考えていないのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、はなぞの保育園と清水保育園の延長保育について社会福祉協議会が利用料を収受しているが、未納はないと伺っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者制度ではなく 業務委託でよいのではないのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、指定管理者制度は施設の利用許可や利用料金制度の採用ができるが、業務委託ではできない。また、業務委託での業務内容は限られたものとなっており、児童センターの業務は一部業務委託の範疇を超えると判断することから、当面は指定管理者制度が適切であり、将来的には認定こども園を目指したいとの答弁を受けたところであります。 また、委員からは、致芳児童センターを最初 に指定管理者とするのはなぜかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、あかしあ産業団地会 から延長保育の要望が出されていることと、延 長保育を希望する保護者の割合が他の児童セン ターよりも高かったからであるとの答弁を受け たところであります。

また、委員からは、保育計画の素案で統廃合としていた伊佐沢児童センターが指定管理者による運営と変わったのはなぜかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、保護者説明会等の席において存続してほしいとの声が多くあったことから、方針を変更したとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、延長保育と2歳児保育は 指定管理者とセットでないとできないのかとの 質疑がなされ、福祉事務所長からは、直営でも 実施したい気持ちはあるが、職員の配置に無理 が生じることから、直営ではできないとの答弁 を受けたところであります。

また、委員からは、延長保育は希望者が1名でもいれば実施するのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、実施してみないとわからないこともあり、柔軟に対応できるよう受任者と検討したいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、延長保育を考慮した職員 体制はどうなるのかとの質疑がなされ、福祉事 務所長からは、正職員でローテーションを組み、 早番・遅番を決めて体制づくりをしていくもの と考えているとの答弁を受けたところでありま す。

また、委員からは、指定管理者が行う業務は 保育的な業務だけなのかとの質疑がなされ、福 祉事務所長からは、施設の管理と修繕も行って もらう、ただし、修繕は10万円以下のものと考 えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、児童の途中入所等によっ て職員体制に変更がある場合、指定管理料はど うなるのかとの質疑がなされ、子育て支援主幹からは、指定管理の期間は5年で積算しており、 年度途中で児童の変動があってもある程度対応できると考えているが、別途対応しなければならない場合は、米沢市でも児童センターに指定管理者制度を導入しているが、年度ごとに精算をしているとのことであるので、事務的な手続を伺って柔軟に対応していきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者制度において 年度ごとに精算をするのは一般的な方式なのか との質疑がなされ、総務課長からは、指定管理 料の積算において当初見込めなかったものや、 年度によって固定費が変動を受けることはある と思う。他の自治体もよく調べて研究させてい ただきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者の選定は非公募で社会福祉協議会と決めているが、選定委員会を開くのか、所管課で確認すればよいのでないのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、指定管理者制度の基本方針にのっとり選定委員会を開催する。点数の低いところは、社会福祉協議会とすり合わせしながらサービスの充実を図るように検討していくとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、社会福祉協議会と意見交換はしているのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、詳細な検討はこれからだが、使用料や利用料の関係、施設管理などのガイドラインに載っている部分の話は詰めているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、現在は児童センターの 運営に地方交付税が算入されているが、指定管 理者になるとどうなるのかとの質疑がなされ、 子育て支援主幹からは、基本的には市で運営す る施設であるので、地方交付税の算定に変更は ないとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、今回の児童センタ

-129-

一の指定管理者制度への移行は要望の多かった 2歳児保育や延長保育にこたえる子育て支援を 充実する施策であり、事業拡大により雇用の確 保や地域活性化に結びつくと思う。また、厳し い行財政運営が強いられる中で民間でできるこ とは民間でというのが自治体運営の流れであり、 まさに時宜を得た施策であることから、本案に 賛成であるとの意見が出されたところでありま す。

また、委員からは、児童センターに指定管理 者制度を導入することはなじまず、一部業務委 託とすべきである。また、非公募で最初から受 託するところが決まっている「名ばかり指定管 理者」であり、市は社会福祉協議会を我が物顔 に使っていると感じている。指定管理者制度の 導入には議会の議決が必要であるが、この施策 には責任を持てないので、本案に反対であると の意見が出されたところであります。

さらに、委員からは、今、伊佐沢児童センターに子供を2人預けているが、児童センターの存続が大切だと思っており、どのような管理体制であろうとも存続の方向にかじを切ったことに賛同する。児童センターは義務教育ではないが、子供たちの目線に立った論議ができることを期待しながら、本案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 長井市国民健康保険条例 の一部を改正する条例の制定について申し上げ ます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、平成21年10月 1日から平成23年3月31日までの間に出産した 場合の出産育児一時金の額を38万円から42万円 と増額するもので、平均出産費用は厚生労働省 の研究班の調査で山形県では41万6,000円、全 国平均で42万4,000円と、これまでの38万円で は不足している状況であるとの説明を受けたと ころであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました 案件審査の報告を終わります。

〇町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

まず、日程第4、議案第73号 長井市国民健康保険給付基金の設置管理処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第73号について、厚生委員長の報告は、 原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、 議案第73号は、厚生委員長報告のとおり決定い たしました。

次に、日程第5、議案第74号 長井市児童センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、議席番号10番、髙橋孝夫議員。

(10番髙橋孝夫議員登壇)

○10番 髙橋孝夫議員 私は、議案第74号に反 対の立場で意見を申し上げます。

この議案は、本年8月に成案となった保育計画で示されている児童センターへの指定管理者制度の導入を図るための条例整備を目的とした

ものであります。保育計画では、「保育士職員数と利用者数の動向を見きわめながら4カ所の施設について指定管理者制度を導入し、平成30年度まで5カ所すべて公的な保育サービスを提供する施設として運営していきます」と触れられています。私はこの方針には疑問を感じます。

その第1は、児童センターに指定管理者制度 を導入していくことに対する利用者、特に保護 者の皆さんの理解と納得が得られていないこと です。

一般質問でも触れましたから、多くは申し上 げませんが、指定管理者制度に対しては不安で あり、先が見えない、メリットも見えない、現 状の児童センターの雰囲気が維持されるのか不 安という声や、市が直営でやっているから大丈 夫だという親の気持ちがある、本当であれば市 直営で存続してほしいなどという意見に代表さ れるように利用者である保護者は、理解し納得 するどころか多くの不安を抱えていることは明 らかです。にもかかわらず、福祉事務所のこれ らの意見に対する見解は、「指定管理者制度の 導入については何が何でも反対というような意 見はなく、現在に至った背景も含め、市の方針 であり、ある意味では仕方がないという受けと め方であるということを理解していただいたと 思われる」というものであります。寄せられた 多くの意見をきちっと読めば、どうしてこのよ うな見解が示せるのか、私は理解できません。

少なくとも仕方がないという受けとめ方しかできていないととらえているのであれば、理解と納得を得るための説明責任を果たしていくこと、その上で具体化を図っていくという姿勢を示していくことが必要と考えます。現に「きちんとできないのであれば、再来年度導入してほしい」という意見があることを見ても、このことは大事なことと思いますが、現実は方針どおり進めていくという手法、このことには問題があると言わざるを得ません。

第2は、長井市が進めている指定管理者制度 導入の基本的な考え方に対する疑問と児童セン ターの運営に指定管理者制度導入が果たしてな じむのかという問題です。

指定管理者制度は、出し手にも受け手にもそれぞれメリットがあり、同時にサービス向上につながることが何よりも大事な点であると私はとらえています。しかし、長井市の場合は、この点はほとんど触れられてないままで行政改革の手法、いわばとにかく経費を削減することのみに主眼が置かれていると言わざるを得ませんし、「集中改革プランに載っているから」ということのみが先行していると感じます。指定管理者制度を導入することが目的となってしまい、本来の趣旨が置き去られてはいないかの検証をすることこそ、大事なことと私は感じています。指定管理者制度とは何かについてもう一度認識を深めながら進めていくことこそ、求められていることと思います。

幼児保育に指定管理者制度を導入することも おかしさを感じます。保育計画でいう「公的な 保育サービスを提供する」ということを考えれ ば、それは行政がお金を出すことや指導、監督 するということではないと私は考えます。

次世代を担う子供を育てていくことは自治体の責務であることは言うを待ちません。しかし、行政は直接的には手をかけないということになれば、それはどうなるのでしょうか。真の意味で公的な保育サービスを提供し、責任を持つということになれば、当然にして直営で運営していくことになると私は考えます。既に長井市には保育に係る条例はなくなりました。今度は形態こそ違うものの、児童センターという保育現場を他団体に任せいくことになります。行政体としてあるべき姿ではないと私は思います。

第3は、保育士職員をどう考えているかという疑問です。

長年にわたり保育行政は存在をしていても、

+

しかし、保育士職員は採用しないという状態を 続けてきたことはご案内のとおりです。財政難 とか定員管理とかがその要因として言われてま いりました。そして、その結果、「職員が足り ないから一つは保育園を移管し、児童センター は指定管理者制度で」という内容の答弁があり ました。しかし、その答弁には2つのおかしさ が存在します。

その1つは、定員管理の中には保育士をカウントしないということです。行政は事務職員や技士がいればいいというものではありません。

「揺りかごから墓場まで」という言葉に代表されるように、自治体の職場や職種は当然にしてそれら多くの行政課題に対応できる組織でなければなりません。定員管理で削減しなければならないから、保育士や現業職員を採用しないというのであれば、長井市の定員には保育士や現業職員は入らないということになります。これが多様なニーズ、多様な行政ニーズに対応する行政体と言えるのでしょうか。10年後には長井市には保育士が存在しないという姿こそ、いびつな行政体と言わなければならないのではないでしょうか。

2つは、保育士の賃金を始めとする労働条件 はそこそこでいいとする考え方です。この間の 答弁でも明らかなように、児童センター運営は ほとんどが人件費であり、民間であれば人件費 が浮くからその分サービスにとする考え方は如 実にこのことを物語っていると感じます。幼児 期の人格形成にとって本当に大事な時期の保育 を担う保育士が、そこそこの条件でいいとは全 くおかしな話と感じます。根本的に考え方を変 えていく必要があると私は切に感じます。

以上、特徴的なこと3点を申し上げ、私の反 対の意見といたします。

○町田義昭議長 次に、議席番号5番、谷口栄子 議員。

(5番谷口栄子議員登壇)

○5番 谷口栄子議員 私は、議案第74号 長井 市児童センター設置条例の一部を改正する条例 の制定について、賛成の立場で討論をいたしま す。

議案第74号は、指定管理者制度を導入するに 当たり、所要の改正を行うため提案されました。 児童センターを指定管理者制度にする理由とし て、初めに法令を担当する総務課長に出席をし ていただき、説明を受けました。そこで指定管 理者制度は、住民サービスの向上と公の施設の 効率的適正な管理を行うために整備された制度 と理解いたしました。長井市自立計画、行財政 改革推進計画2006~集中改革プラン~の中で、 指定管理者の活用を含む民間委託等の推進とし て、児童センターの運営業務が挙げられ、その 計画に沿って検討し、実行されるものです。

このたびの児童センターの指定管理者制度へ の移行については、保護者の要望の多かった2 歳児保育、また延長保育等にこたえるもので、 保育サービスの向上、子育て支援を充実、応援 する施策であります。さらに新たな事業の拡大 により雇用の確保、地域の活性化につながるこ とが間違いないと思います。また、今後は長井 市も人口が減少の状況となり、税収の減少が予 想される中で今後の厳しい財政運営が心配され ます。そうした状況で公の施設運営に対して民 間でできることは民間でというのが今の自治体 運営の流れと思います。公の施設の効率的運営、 保育サービスの向上を図り、保護者の要望にこ たえようという指定管理者制度への移行に賛成 するものであります。議員の皆様のご理解とご 賛同を賜りますようお願いをして賛成討論とい たします。

なお、保護者の希望の多かった致芳児童センターからとなっていますが、他地区の児童センターについても早期に移行され、保護者の要望にこたえて保育サービスの向上、子育て支援の充実、応援をしていただきますように希望いた

-132-

します。以上です。

〇町田義昭議長 通告による討論は終わりました。 これより採決いたします。

議案第74号について、厚生委員長の報告は、 原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員 の起立を求めます。

(起立多数)

○町田義昭議長 起立多数であります。よって、 議案第74号は、厚生委員長報告のとおり決定い たしました。

次に、日程第6、議案第75号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第75号について、厚生委員長の報告は、 原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、 議案第75号は、厚生委員長報告のとおり決定い たしました。

産業・建設常任委員会審査報告

〇町田義昭議長 次に、産業・建設常任委員会の 審査の報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆産業・建設常任委員長登壇)

〇安部 隆産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成21年第6回市議会定例会において産業・ 建設常任委員会に付託になりました議案3件、 請願2件について、審査をいたしました経過と 結果についてご報告申し上げます。 本委員会は、会議日程に従い、去る9月11日、 委員全員出席のもと、当局関係者並びに紹介議 員の出席を求めて開催しております。

それでは、議案第71号 市道街路樹の幹折れ による車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定 について申し上げます。

本案は、ことし7月10日に発生した、市が管理する市道街路樹の幹折れによる車両損傷事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長からは、事故発生の 状況、その後の経過、今後の街路樹の管理に関 する考え方などのほか、被害者の梅津清吉氏か ら損害賠償額20万円で同意をいただき、示談が 成立する運びとなったものであるとの説明を受 けたところであります。

質疑に入り、委員からは、損害賠償額20万円の内訳はどうなっているのかとの質疑がなされ、建設課長からは、被害車両は平成6年の車両であり、その評価額は被害車両の修理代にも及ばない、市が契約している保険会社から最大限譲歩してもらった評価額に代替車の経費などを含め、総額20万円という金額を提示してきたとの答弁を受けたところであります。

+

また、委員からは、道路に街路樹を植栽することは大事なことだと思うが、維持管理上の問題、交通安全の問題など、さまざまな問題があるように思われる。今後の街路樹の管理のあり方についてどのような見解を持っているかとの質疑がなされ、建設課長からは、これまでの街路事業においては街路樹がセットで整備されてきたが、最近の状況を見ると、狭い植栽ますの中に植栽されることから、樹木が成長すると根などが傷めつけられるということがある。今後は樹木の成長度合いなどを見越し、管理も含めて住民の皆さんと一緒に考えていくことが大切だと考えているとの答弁を受けたところであり

-133-